

税制の一部改正

2018年第一四半期の全国税務部門の税収額が3兆9,243億円となり前年に比べ17.8%増加しました。(国内増値税 20.3%増 印紙税 12.8%増 企業所得税 11.9%増) 順調な増収を受けて、増値税の減税や手続きの緩和などが2018年5月1日より改正されます。

増値税率の調整

増値税の税率について改正がされました。

増値税率の調整についての通知

財税[2018]32号

財政部、税務総局は増値税率の調整を通知し2018年5月1日から執行する。

		調整前	調整後
徴税率	増値税の課税対象となる販売行為又は貨物の輸入	17%	16%
		11%	10%
控除率	購入した農産品	11%	10%
	16%の税率が適用される生産販売又は委託加工品に消費される購入した農産品	13%	12%
還付率	改正前の徴税率17%且つ輸出還付率17%の輸出貨物	17%	16%
	改正前の徴税率11%且つ輸出還付率11%の輸出貨物 クロスボーダー課税行為	11%	10%

(経過措置)

外資企業が2018年7月31日までに輸出する貨物、クロスボーダー課税行為で購入時に調整前の税率で増値税が徴税されているときは、調整前の還付率を適用し、購入時に調整後の税率で増値税が徴税されているときは、調整後の還付率を適用する。

生産企業が2018年7月31日までに輸出する貨物、クロスボーダー課税行為は調整前の還付率を適用する。

事務負担軽減

企業の事務負担の軽減のため、輸出還付(免)税及び企業所得税における資産損失の税務手続きにつき簡素化などの改正が図られました。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

輸出還付（免税）申告に関する事項についての公告

国家税務総局公告 2018 年第 16 号

税務当局の「放管服」改革の貫徹及び輸出還付（免）税手続きの簡素化などのため、輸出還付（免）税申告に関する事項を公告した。

- ① 輸出企業等は輸出還付（免）税の届出時は、主管税務機関に対し改訂後の《輸出還付（免）税届出表》を作成し提出する。
- ② 輸出企業等は輸出還付（免）税申告時に還付（免）税の仮申告をしない。
主管税務機関は申告証憑の内容と管理部門の電子データに齟齬がないことを確認後に輸出還付（免）税申告を受理できる。
- ③ 免除、控除、還付方法の輸出企業等は輸出還付（免）税申告時に当期の《増値税納税申告表》の提出を要しない。

など 11 項目において簡素化した手続きが 2018 年 5 月 1 日から適用されます。

企業所得税資産損失資料の保管事項についての公告

国家税務総局公告 2018 年第 15 号

企業は税務機関に資産損失の控除を申告するときは、《資産損失税前控除及び納税調整明細表》のみを提出する。資産損失関連資料は報告、送付せず、企業において保管し税務調査に備える。

企業は資産損失関連資料を完備、保管し、真実性・合法性を保証しなければならない。

本公告は 2017 年分の企業所得税の申告から適用する。

【参考】小規模納税人の認定基準改正

売上金額のみで増値税の納付税額を計算する小規模納税人（仕入税額控除の適用不可）の認定基準が統一されました。改正前は製造業 50 万元以下、その他の事業 80 万元以下だったのが、500 万元以下に統一し基準を上げました。

この改正を受け、一定の要件を満たす一般納税人は、2018 年 12 月 31 日までに一般納税人から小規模納税人へ変更することができます。

小規模納税人になった場合、未控除の仕入税額は還付されませんのでご注意ください。-増値税小規模納税人基準等の統一についての通知 財税 [2018] 33 号-